

令和3年度特定施設入居者生活介護公募に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	今年度の特定公募の事業条件として、利用料金の支払方式が前払方式のみの計画は審査対象外となっているが、その理由を伺いたい。	横浜市の特定施設の整備については、第8期介護保険事業計画において、「比較的低額な料金、他のサービス種別との併設など、横浜市が期待する役割やニーズに対応した整備の誘導を進める」としてしています。このため、利用料金の支払方式は、月払方式または選択方式としました。
2	利用料金の支払方式が選択方式の計画を検討しているが、前払方式として月額20万円かつ入居一時金300万円の料金プランと、月払方式として月額25万円の料金プランで応募は可能か。	月額利用料は20万円以下であることが条件であるため、ご質問の月払方式の料金プランでの応募は認められません。 【補足】 なお、公募要項17ページには実質月額利用料の例として「前払金300万円、想定居住期間60か月、月額利用料20万円」の料金プランを記載していますが、今回の公募から前払方式のみの計画は審査対象外としたため、実質的には記載例を含む料金プランは難しいと考えます。
3	公募要項の第4章 評価基準5(6)月額利用料及び前払金(17ページ)に実質月額利用料の評価があるが、実質月額利用料が25万円超となる料金プランはどのような場合か。	例えば「前払金300万円、想定居住期間48か月、月額利用料19万円」の場合、「 $300\text{万円} \div 48\text{か月} + 19\text{万円} = 252,500\text{円}$ 」となり、25万円超の評価となります。

※この質問及び回答は、上記の時点の内容です。適時追加をしますので、最新の内容をホームページにてご確認ください。

※事業計画書の提出後、計画内容を変更することは、採点内容に影響があるかに関わらず、原則、認められませんので、運営事業者は、計画内容について十分ご検討の上、計画を提出いただくようお願いいたします。